

令和元年5月14日
群馬行政監視行政相談センター

ご活躍いただいた行政相談委員に表彰状贈呈

～ 行政相談委員全体会議の開催等 ～

5月21日（火）の13時から前橋テルサにおいて県内の行政相談委員が一堂に会する行政相談委員全体会議を開催し、行政相談活動に尽力された3名の委員に関東管区行政評価局長表彰が、8名の委員に関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状を贈呈します。

また、行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった委員1名に全国行政相談委員連合協議会会長表彰が贈呈されます。



行政相談のマスコット
キクーン

【本件連絡先】

総務省 群馬行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課
担 当：五十嵐、西、水上
電 話：027-221-1648
F A X：027-221-1649

◎ 行政相談委員全体会議の開催

県内の行政相談委員が一堂に会する行政相談委員全体会議を開催します。

- ・日時：5月21日（火） 13:00～
- ・場所：前橋テルサ8階「けやきの間」（前橋市千代田町2-5-1）

同会議においては、行政相談委員への関東管区行政評価局長表彰状等の贈呈、平成30年度行政相談実績の報告、令和元年度一日合同行政相談所の開設予定の説明等を行います。

◎ 行政相談委員等の表彰

行政相談活動に尽力された **3名の行政相談委員に関東管区行政評価局長表彰が、8名の委員に関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状**を贈呈します。

・令和元年度関東管区行政評価局長表彰受賞者（3名）

横山 修一（よこやま しゅういち）委員	（前橋市担当）	平成19年4月1日委嘱（委嘱期間：12年1か月）
新井 和子（あらい かずこ）委員	（藤岡市担当）	平成19年4月1日委嘱（委嘱期間：12年1か月）
古藤 充昭（ことう みつあき）委員	（中之条町担当）	平成19年8月1日委嘱（委嘱期間：11年9か月）

・令和元年度関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状受賞者（8名）

齊藤 敏江（さいとう としえ）委員	（邑楽町担当）	平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：4年1か月）
齊木 直子（さいき なおこ）委員	（吉岡町担当）	平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：4年1か月）
戸丸 和夫（とまる かずお）委員	（沼田市担当）	平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：4年1か月）
角田 信明（つのだ のぶあき）委員	（昭和村担当）	平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：4年1か月）
近藤 昌弘（こんどう まさひろ）委員	（神流町担当）	平成27年5月1日委嘱（委嘱期間：4年0か月）
久保田 晶子（くぼた あきこ）委員	（玉村町担当）	平成27年6月1日委嘱（委嘱期間：3年11か月）
小保方 重吉（おぼかた じゅうきち）委員	（伊勢崎市担当）	平成29年4月1日委嘱（委嘱期間：2年1か月）
尾池 啓助（おいけ けいすけ）委員	（桐生市担当）	平成29年4月1日委嘱（委嘱期間：2年1か月）

- ・令和元年度全国行政相談委員連合協議会会長表彰受賞者（1名）

行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった1名の委員に全国行政相談委員連合協議会会長表彰が贈呈されます。

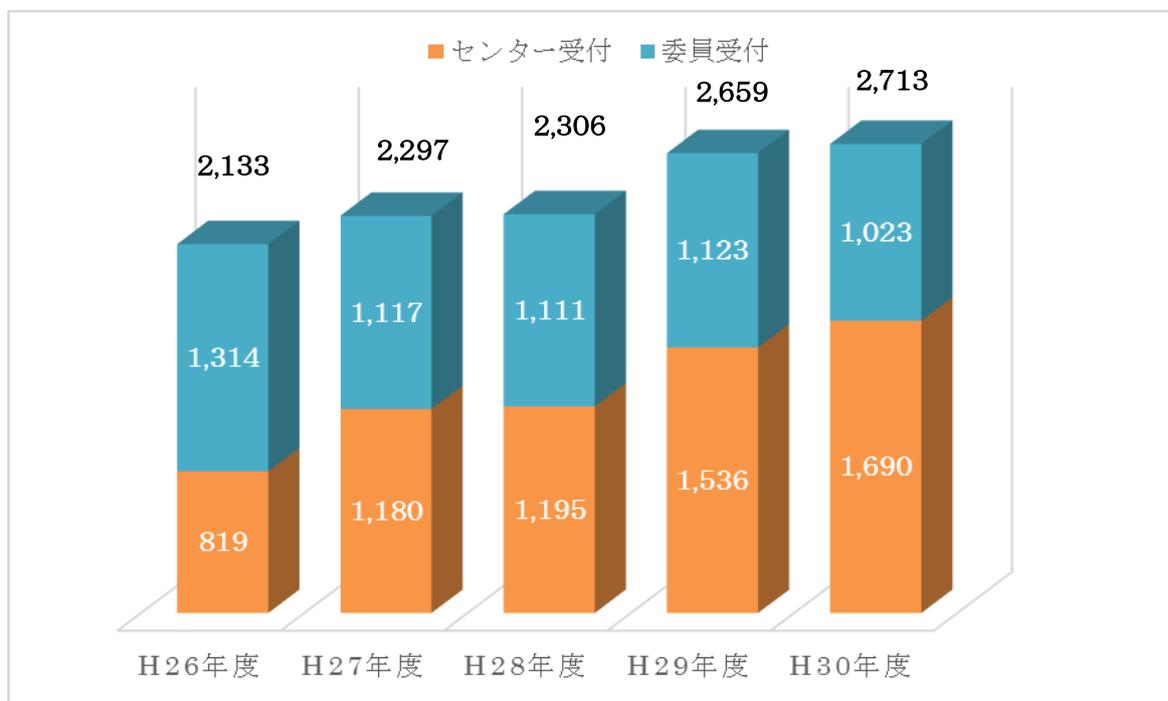
野口 静子（のぐち しずこ）委員（太田市担当）平成17年4月1日委嘱（委嘱期間：14年1か月）

◎ 平成30年度行政相談受付実績

平成30年度の行政相談受付実績は、図1のとおり、センター受付1,690件、委員受付1,023件、合計2,713件となっており、前年度より54件増加しています。

図1 行政相談受付実績の推移

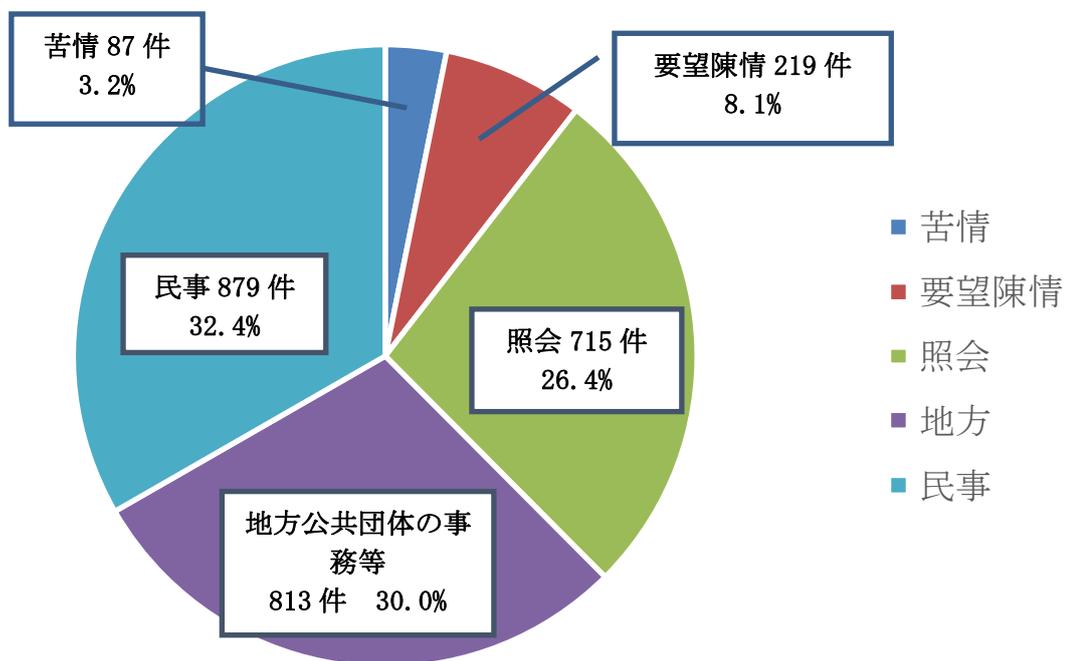
（単位：件）



・ **行政相談事案の内容別内訳**

平成 30 年度の行政相談事案 2,713 件について、内容別にみると図 2 のとおり、国の行政に関する苦情 87 件 (3.2%)、要望陳情 219 件(8.1%)、照会 715 件(26.4%)であり、また、地方公共団体等の事務等が 813 件(30.0%)、民事が 879 件(32.4%)となっています。

図 2 平成 30 年度の行政相談事案の内容別内訳



・ **主な行政相談事案**

○ 群馬行政監視行政相談センターが取り扱ったもの

相談の内容	対応結果
児童手当を受給していたが、その更新手続のため、現況届を提出期限日である 6 月 29 日までに市役所宛てに郵送したはずなのに、市役所は届いていないとして、6 月分以降の児童手当を受給できなくなったことに納得できない。	行政相談センターが市役所に問い合わせたところ、期限内に現況届が提出されなければ児童手当を受給できなくなるということはなく、期限後でも現況届が提出されれば、本来の支給日からは遅れるが、支給することができるとの説明があったため、その内容を相談者に伝えました。

<p>国立病院へ通院しているが、主治医から他の病院の総合内科で受診することを勧められ、紹介状をもらった。ところが、その病院に行ったところ、「現在は、内科も細分化されているので、どの科で受診するのかを明確にしてほしい。」と言われた。受診すべき診療科を患者が判断できるわけもなく、このままでは、紹介先の病院で診療を受けられないため、両病院間で受診すべき診療科を決めてほしい。</p>	<p>行政相談センターが紹介元の国立病院に連絡したところ、相談者の夫が円滑に受診できるように、紹介元の国立病院と紹介先の病院との間で調整が行われ、紹介先の病院では心臓血管外科が診療を行うこととされたため、その旨を相談者に回答しました。</p>
---	---

○ 行政相談委員が取り扱ったもの

相談の内容	対応結果
<p>群馬県道と市道との交差点で、市道側に向けられている2機の信号機が、片面のものであり、視認しにくい。事故も起きている危険な場所なので、視認しやすいように両面の信号機に変えてほしい。</p> 	<p>行政相談委員が警察署に連絡したところ、両面の信号機に改善されました。</p> 
<p>市道を歩いていたところ、穴が空いていることに気付かず、右足が入ってしまい、足首を骨折してしまった。早急に補修してほしい。</p> 	<p>行政相談委員が市役所に連絡したところ、応急的に穴を埋める措置が施されました。</p> 

〈参 考〉

【行政相談委員とは？】

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、住民の身近な相談相手として、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続に関する問い合わせ等の相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知等は無報酬で行っています。

(委員数：県内 90 名 (全国約 5,000 名)、各市町村に 1 名以上配置)

【総務省の行政相談制度】

総務省では、国民から国などの行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関等に必要なあっせんを行い、その解決や実現を図るとともに、行政の制度及び運営の改善を図る「行政相談」を行っています。

群馬県内の行政相談の受付窓口は、以下のとおりです。

行政相談の受付窓口

区 分		電 話 番 号 等	
行政 監 視 行 政 相 談 セ ン タ ー	受 付 時 間	平日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分	
	受 付 方 法	行政苦情 110 番 <small>おこまりならまるまるくじょー ひやくとおぼん</small> 027-221-1100 0570-090110 (土日祝日及び夜間は留守番電話) ※0570-090110 は IP 電話からの利用不可	
		行政苦情 FAX	027-221-1649
		電子メール	総務省群馬行政監視行政相談センターのホームページ (http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/gunma.html)
行政相談委員		群馬県内の各市町村に 90 名配置 市町村役場、公民館等で定期的に定例相談所を開催 ※ 定例相談所の日程等についての問い合わせ先 群馬行政監視行政相談センター 027-221-1100	